



# 宮 崎 県 公 報

令和元年8月8日(木曜日) 第28号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

○救急病院の認定……………(医療業務課) 1	頁
○民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知(3件)……………( “ ) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始……………( “ ) 2	
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2	

○土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防課) 3	
公 告	
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 4	
○入札公告……………4	
○落札者等の公告……………6	
病 院 局 公 告	
○入札公告……………6	
公 安 委 員 会 公 告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について……………7	

## 告 示

### 宮崎県告示第 223号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
延岡市医師会病院	延岡市出北6丁目1621番

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

令和元年7月17日から令和4年7月16日まで

### 宮崎県告示第 224号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷宇納間字板屋2883-35、字田谷2932-1、字岩下3014、3015、3021-2、3027-6から3027-8まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 225号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市宇石河上 632-2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

宇石河上 632-2 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 226号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木下田字坂元谷 112-1 34、112-181、112-301、112-310

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 227号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町四家字藪野1767-10 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 228号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字柚ヶ原 756-3 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 229号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
28	県道	日南高岡線	宮崎市田野町字白砂坂上乙9450番1地先から	旧	12.0~16.2	218.6
			同市同町同字乙9501番19地先まで	新	12.0~16.3	

宮崎県告示第 230号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年8月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字方川966番3地先から同郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉 975番2地先まで	令和元年8月10日

宮崎県告示第 231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	
都 城 市	五十山谷川1	04-342-1-001	土 石 流	
	六十田谷	04-342-2-005	土 石 流	
	野上谷1	04-342-2-006	土 石 流	
	オヶ野谷	04-342-2-008	土 石 流	
	中屋敷谷2	04-342-2-009	土 石 流	
	中屋敷谷2-新①	04-342-2-009-新①	土 石 流	
	日当瀬谷1	04-342-2-010	土 石 流	
	上五反田谷-新①	04-342-2-013-新①	土 石 流	
	オヶ野	I-1-0631	急傾斜地の崩壊	
	中屋敷	I-1-2078	急傾斜地の崩壊	
	中屋敷-新①	I-1-2078-新①	急傾斜地の崩壊	
	六十田	I-1-2079	急傾斜地の崩壊	
	古大内-1	I-1-3243	急傾斜地の崩壊	
	立野	II-1-2080	急傾斜地の崩壊	
	立野-新①	II-1-2080-新①	急傾斜地の崩壊	
	麓-2	II-1-5049	急傾斜地の崩壊	
	麓-2-新①	II-1-5049-新①	急傾斜地の崩壊	
	古大内-2	II-1-5050	急傾斜地の崩壊	
	麓-3	II-1-5052	急傾斜地の崩壊	
	六十田-1	II-1-5080	急傾斜地の崩壊	
	六十田-1-新①	II-1-5080-新①	急傾斜地の崩壊	
	六十田-1-新②	II-1-5080-新②	急傾斜地の崩壊	
		麓-4	II-1-5081	急傾斜地の崩壊
		野上-新①	II-1-5082-新①	急傾斜地の崩壊
		野上-新②	II-1-5082-新②	急傾斜地の崩壊
		下五反田-1	II-1-5083	急傾斜地の崩壊
	下五反田-2	II-1-5084	急傾斜地の崩壊	
	下五反田-2-新①	II-1-5084-新①	急傾斜地の崩壊	
	五十山-3-新①	II-1-5087-新①	急傾斜地の崩壊	
	五十山-3-新②	II-1-5087-新②	急傾斜地の崩壊	
	タタラが谷	II-1-5088	急傾斜地の崩壊	
	上長野	II-1-8464	急傾斜地の崩壊	
	上五反田-新①	II-1-8464-新①	急傾斜地の崩壊	
	上五反田-新②	II-1-8464-新②	急傾斜地の崩壊	
	上五反田-新③	II-1-8464-新③	急傾斜地の崩壊	
	上五反田-新④	II-1-8464-新④	急傾斜地の崩壊	
	田原-2	III-1-9493	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第232号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
都 城 市	五十山谷川1	04-342-1-001	土 石 流	
	六十田谷	04-342-2-005	土 石 流	
	中屋敷谷2	04-342-2-009	土 石 流	
	日当瀬谷1	04-342-2-010	土 石 流	
	上五反田谷-新①	04-342-2-013-新①	土 石 流	
	オ ヱ 野	I-1-0631	急傾斜地の崩壊	
	中 屋 敷	I-1-2078	急傾斜地の崩壊	
	中屋敷-新①	I-1-2078-新①	急傾斜地の崩壊	
	六 十 田	I-1-2079	急傾斜地の崩壊	
	古大内-1	I-1-3243	急傾斜地の崩壊	
	立 野	II-1-2080	急傾斜地の崩壊	
	立野-新①	II-1-2080-新①	急傾斜地の崩壊	
	麓 - 2	II-1-5049	急傾斜地の崩壊	
	麓-2-新①	II-1-5049-新①	急傾斜地の崩壊	
	古大内-2	II-1-5050	急傾斜地の崩壊	
	麓 - 3	II-1-5052	急傾斜地の崩壊	
	六十田-1	II-1-5080	急傾斜地の崩壊	
	六十田-1-新①	II-1-5080-新①	急傾斜地の崩壊	
	六十田-1-新②	II-1-5080-新②	急傾斜地の崩壊	
	麓 - 4	II-1-5081	急傾斜地の崩壊	
	野上-新①	II-1-5082-新①	急傾斜地の崩壊	
	野上-新②	II-1-5082-新②	急傾斜地の崩壊	
		下五反田-1	II-1-5083	急傾斜地の崩壊
		下五反田-2	II-1-5084	急傾斜地の崩壊
		下五反田-2-新①	II-1-5084-新①	急傾斜地の崩壊
		五十山-3-新①	II-1-5087-新①	急傾斜地の崩壊
	五十山-3-新②	II-1-5087-新②	急傾斜地の崩壊	
	タタラが谷	II-1-5088	急傾斜地の崩壊	
	上 長 野	II-1-8464	急傾斜地の崩壊	
	上五反田-新①	II-1-8464-新①	急傾斜地の崩壊	
	上五反田-新②	II-1-8464-新②	急傾斜地の崩壊	
	上五反田-新③	II-1-8464-新③	急傾斜地の崩壊	
	上五反田-新④	II-1-8464-新④	急傾斜地の崩壊	
	田原-2	III-1-9493	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量(数値地形図データ作成)
- 2 作業地域  
宮崎市
- 3 作業期間  
令和元年7月22日から令和元年11月29日まで

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 業務名 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援に関する業務
- (4) 業務内容 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 納入期限 令和2年1月1日
- (6) 契約期間 令和2年1月1日から令和6年12月31日まで(60月)
- (7) 納入場所 入札説明書による。
- (8) 入札方法 (1)の借入物品及び(3)の業務について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額及び運用管理支援1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を合計した金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号及び第4号の規定による契約であり、県は、上記1の(6)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務であること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
  - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
  - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
  - カ 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援に関する業務について、必要な知識及び技術を有していると認

められる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を下記アからウまでにより提出しなければならない。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総務部市町村課行政担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7116

イ 提出期限 令和元年9月10日 午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送にあっては、書留郵便に限る。提出期限内必着)により提出すること。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部市町村課行政担当
- (2) 期間 令和元年8月8日から令和元年9月17日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県総務部市町村課行政担当
- (2) 期間 令和元年8月8日から令和元年9月10日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 6 入札説明会

入札説明会は、実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、令和元年9月10日午後5時まで受け付ける。

なお、入札に関する質問に対する回答は、質問者に書面で回答するとともに、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに關しては、メール又はホームページで通知する。

## 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部市町村課行政担当
- (2) 提出期限 令和元年9月17日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送にあっては、書留郵便に限る。提出期限内必着)により提出すること。

## 8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟3階 306号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和元年9月18日 午前10時

## 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部市町村課行政担当

## 13 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ



く政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合があります。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and Quantity of the service required: Computer System for the basic residential registers, 1 set
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 17 September 2019
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Department, Municipal Affairs Division, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 JAPAN. TEL: 0985-26-7116

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 3, 127台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当  
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社南日本ネットワーク  
宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額  
443, 388, 000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成31年4月25日

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年8月8日

県立宮崎病院長 菊池郁夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量 生理検査システム 一式
  - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限 令和元年12月24日
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件

を全て満たす者とする。

- ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
- イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約当事者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和元年9月19日までに県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎市北高松町5番30号  
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181
  - (2) 期間 令和元年8月8日から令和元年9月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
  - (1) 交付場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
  - (2) 交付期間 令和元年8月8日から令和元年9月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
  - (2) 提出期限 令和元年9月19日午後5時
  - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 6 開札の場所及び日時
  - (1) 場所 県立宮崎病院2階中会議室
  - (2) 日時 令和元年9月20日午前10時
- 7 入札保証金
  - 入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院

局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

#### 8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

#### 9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

#### 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Physiological examination system, 1 set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 19 September, 2019
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第16号

警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年8月8日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

#### 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	実施日	定員
追加取得講習	1号警備業務	令和元年11月11日(月)から11月15日(金)まで	20人

#### 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該

警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

#### 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

#### 4 受講申込書の提出方法等

##### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

##### (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	令和元年9月9日(月)から9月20日(金)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

##### (4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

##### (7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

##### (4) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

##### (9) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

##### (i) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

##### (ii) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

#### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。